

諮問番号：令和7年度諮問第19号
答申番号：令和7年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年5月24日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び令和5年6月23日付けで審査請求人に対して行った同条同項に基づく保護変更決定処分2件（以下「本件処分2」及び「本件処分3」といい、「本件処分1」と併せて「本件各処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

年金や介護保険料の改定による差額が翌月の保護費に収入充当され、毎月の保護費が変動すると、生活の採算が取れず不安である。

年金額を加えて月130,000円相当の生活扶助が妥当と考える。

以上のことから、本件各処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の令和5年6月分の保護費について、挙証資料に基づき、年金等の収入額を仮認定し、介護保険料加算及び住宅扶助を認定する本件処分1を行ったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人の令和5年6月分の保護費について、挙証資料に基づき、年金等の収入額を変更する本件処分2を行ったことが認め

られる。

さらに、処分庁は、審査請求人の令和5年7月分の保護費について、挙証資料に基づき、介護保険料加算を変更する本件処分3を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、次のとおり主張する。本件各処分により支給される保護費では生活が困窮し、生活が苦しい。また、130,000円相当が生活保護費として妥当と考える。令和5年6月分保護費と比べ、同年7月分保護費が減少し、月ごとに扶助額が変動すると生活の採算が取れず、生活に不安が生じる。さらに、本件処分2により生じた同年6月分保護費の過支給額1,254円が同年7月分保護費に収入充当されることに納得できない。そして、支給される生活保護費は、74,000円に年金等の合計額66,467円を加えた額であるべきである。そこで、本件各処分にて処分庁が算定した保護費について、それぞれ以下検討する。

ア 本件処分1に係る保護費の算定について

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第1章、第2章7及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（2）ケ（ア）のとおり、介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定することとされている。また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2のとおり、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、それぞれ適正に認定することとされている。さらに、次官通知第8の3（2）ア（ア）のとおり、年金については、その実際の受給額を収入認定することとされている。そして、局長通知第8の1（4）アのとおり、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

以下検討すると、①審査請求人は、審査請求人の住居について賃料月額53,200円で貸主と賃貸借契約を締結したこと、②令和5年4月、審査請求人は、老齢基礎厚生年金128,188円を受給したこと、③同月、審査請求人は、老齢年金生活者支援給付金2,238円を受給したこと、④審査請求人が同年6月分として普通徴収により納付すべき介護保険料は2,628円であることが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、本件処分1において、保護

の基準別表第3の2に照らし、住宅扶助（家賃の間代等）の上限額と審査請求人住居の賃料（月額）を比較のうえ、住宅扶助費を39,000円と認定し、保護の基準別表第1第1章、第2章7及び局長通知第7の2（2）ケ（ア）に照らし、令和5年6月に納付すべき介護保険料に基づき、介護保険料加算を2,628円と認定したことが認められる。したがって、本件処分1において算定された最低生活費は、基準生活費71,900円、住宅扶助費39,000円及び介護保険料加算2,628円の合計113,528円であり、算定に違算は認められない。

また、処分庁は、令和5年6月に審査請求人へ支給される年金等の金額の認定について、審査請求人から国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書及び年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書の提出を受ける前に本件処分1を行っていることについて、処分庁が次官通知第8の2、第8の3（2）ア（ア）、局長通知第8の1（4）アに照らし、同年4月に審査請求人へ支給された年金等の金額に基づき、審査請求人世帯の収入を老齢基礎厚生年金の月額64,094円及び老齢年金生活者支援給付金の月額1,119円の合計65,213円と認定したことに不合理な点は認められない。

これらのことからすると、本件処分1は、同年6月分の保護費について最低生活費113,528円から収入認定額65,213円を差し引き、扶助額を48,315円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3（2）ア（ア）、局長通知第7の2（2）ケ（ア）及び第8の1（4）アに照らし違算はない。

イ 本件処分2に係る保護費の算定について

局長通知第10の2（8）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

以下検討すると、①令和5年6月、審査請求人は、老齢基礎厚生年金130,642円を支給されたこと、③同月、審査請求人は、老齢年金生活者支援給付金2,292円を支給されたことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は本件処分2において、同年6月に審査請求人へ支給された年金等の金額に基づき、審査請求人世帯の同月の収入を老齢基礎厚生年金の月額65,321円及び老

齢年金生活者支援給付金の月額1,146円の合計66,467円と認定したものであり、次官通知第8の2及び第8の3(2)ア(ア)、局長通知第8の1(4)アに照らしその判断に不合理な点は認められない。

したがって、本件処分2は、令和5年6月分の保護費について、本件処分1と同様の最低生活費113,528円から、年金等の額を変更したことに基づき決定した収入認定額66,467円を差し引き、扶助額を47,061円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3(2)ア(ア)、局長通知第7の2(2)ケ(ア)及び第8の1(4)アに照らし違算はなく、本件処分2を行うことにより生じた同月分保護費の過支給額1,254円を同年7月分に収入充当額として計上するとした処分庁の判断及び過支給額1,254円を同月分に収入充当する旨を本件処分2において通知したことは、局長通知第10の2(8)に照らし、違法又は不当な点は認められない。

ウ 本件処分3に係る保護費の算定について

審査請求人が令和5年7月に普通徴収により納付すべき介護保険料の期割額は2,100円であることが認められる。

このことからすると、処分庁は令和5年7月分の保護費にかかる本件処分3において、同月に納付すべき介護保険料の期割額を踏まえ、介護保険料加算を2,100円に変更し、これに伴い、審査請求人の最低生活費を113,000円と算定したこと、また、保護の基準別表第1第1章、第2章7及び局長通知第7の2(2)ケ(ア)に照らし、令和5年7月に納付すべき介護保険料に基づき、介護保険料加算を2,100円と認定したことが認められる。

したがって、本件処分3は、令和5年7月分保護費について、介護保険料加算の変更により再算定した最低生活費113,000円から、本件処分2と同様の収入認定額66,467円及び本件処分2で生じた同年6月分保護費の過支給額1,254円を差し引き、同年7月分の扶助額を45,279円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3(2)ア(ア)、局長通知第7の2(2)ケ(ア)及び第8の1(4)アに照らし違算はない。

エ 以上のことから、本件各処分で算定された保護費に違算はなく、本件各処分に至る処分庁の判断に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 保険会社の解約返戻金に係る取扱いについて

審査請求人は、令和5年6月23日付け保護変更決定処分（以下「別件処分」という。）により生じた令和5年5月分保護費の過支給額7,356円について、保険会社に対し生命保険の解約の旨を伝えるも、保険会社の手違いにより口座引き落としされ、後に返金されたものであり収入ではないこと、当該生命保険は掛け捨てであることから、解約返戻金ではないことを主張するが、別件処分は本件各処分とは別の処分であり、本件各処分の適法性を左右するものではない。

(4) 転居指導について

審査請求人は、処分庁の担当ケースワーカーから転居を指示されたが、現在の住居と同じ生活環境と立地条件の適した場所はなく、転居に対しては体的にも病があること等から無理難題である旨主張する。

審査請求人の主張が本件各処分に関連するか否かは判然としないものの、審査請求人住居の賃料は月額53,200円であり、保護の基準別表第3の2のとおり、処分庁所管区域内で審査請求人世帯に住宅扶助（家賃）として支給できる上限が39,000円であることからすると、この上限に比して、審査請求人の住居の家賃は高額であることが認められる。そうすると、処分庁は、これらの事実を踏まえ審査請求人の最低生活の維持向上のために、法第27条に基づく指導指示を行ったにすぎないものと推察されるから、処分庁が行った当該指導指示について不合理な点はなく、本件各処分を取り消すまでの瑕疵があったと認めることは困難である。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) なお、本件各処分の違法性を左右するものではないが、以下付言する。

ア 本件各処分の通知書における理由提示について

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。そして、理由付記の程度については、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

本件各処分についてこれをみると、本件各処分の通知書には、いかなる事実についてどのように法規を適用し、本件各処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、処分の理由の提示においては、処分の原因となる事実、当該事実に適用して本件各処分を行った根拠法令及び根拠法令の当該事実への適用関係が記載される必要があるところ、本件各処分の通知書においては、処分庁がいかなる事実についてどのように法令等の規定を適用し、本件各処分を行ったのかが記載自体から明らかであるかについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

イ 別件処分による過支給額の取扱いについて

処分庁は審査請求人の保険解約返戻金を収入認定し、令和5年5月分保護費の変更を行い、変更により生じた過支給額7,356円を同年7月分保護費に収入充当する旨を別件処分により審査請求人へ通知したことが認められるが、同月分保護費の変更決定である本件処分3の通知書からは、別件処分による過支給額7,356円が同月分保護費の収入充当額として算定された形跡が認められない。

本件処分3の通知書と別件処分通知書については、いずれも令和5年6月23日付けで通知されていることから、実際に支給される額については、それら通知の内容から知り得ることができたといえるものの、処分庁が同年7月分保護費の支給額として通知した額が実際の支給額と乖離している場合にあっては、その処分庁の対応に疑念が残ると言わざるを得ない。処分庁は、被保護者が容易に理解できるよう、当該月の保護費に変更が生じる事由が生じた場合は、根拠法令に照らし適時保護決定を行うとともに、当該月の保護支給額について、具体的かつ適切に示すことが望まれる。

- (7) 他に本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年 8月28日 諮問の受付

令和7年 8月29日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：9月12日

口頭意見陳述申立期限：9月12日

令和7年10月29日 第1回審議

令和7年12月24日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。
- (4) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (5) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件各処分時点における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の月額は、71,900円（第1類の基準額②40,920円、第2類の基準額②28,890円、経過的加算額2,090円の計）である。また、第2章7は、介護保険料加算について、「介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」と記している。
- (6) 保護の基準別表第3の2は、住宅扶助基準について、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額（1級地の月額13,000円

以内) を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内とする。」と記している。

(7) 次官通知第8の2は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを相当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

(8) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入に係る認定指針として、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245号の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(9) 局長通知第7の2(2)ケ(ア)は、「介護保険料加算」について、「介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。」と記している。

(10) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と記している。

(11) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。

(12) 局長通知第11の2(1)は、「保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。」として、アからスまでを記

し、シにおいて「キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。」と、スにおいて「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

- (13) 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成27年局長通知」という。)1(1)は、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について、処分庁所管区域内の審査請求人世帯(単身世帯)の額を「39,000円」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和5年4月28日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

なお、審査請求人は昭和22年12月生まれで、本件各処分当時75歳であり、保護の基準における1級地に居住地を有していた。

- (2) 令和5年5月8日、処分庁は、審査請求人に係る同年6月分の保護費を算定するに当たり、同年6月15日に受給予定の老齢基礎厚生年金及び年金生活者支援給付金(以下「年金等」という。)の収入認定を行う必要があったが、その時点では年金の改定額が不明であったことから、改定前の年金額(同年4月受給分)を基に、老齢基礎厚生年金を64,094円(128,188円÷2月)、年金生活者支援給付金を1,119円(2,238円÷2月)として収入仮認定(合計65,213円)を行った。

一方、同年6月1日現在における審査請求人の最低生活費は、保護の基準に照らし、生活扶助費74,528円(基準生活費71,900円、介護保険料加算2,628円の合計)及び住宅扶助39,000円の合計113,528円であったことから、同年6月分保護費については、113,528円から年金等の仮認定額65,213円を差し引いた48,315円とすることを決定した。

なお、審査請求人の住居に係る家賃は、建物賃貸契約書によれば、月額53,200円であった。

- (3) 令和5年5月24日付けで、処分庁は、(2)のとおり、同年6月分保護費を48,315円とする【本件処分1】の通知書を審査請求人あて交付し

た。「変更の理由」欄には、「(略)〔審査請求人〕さんの老齢厚生年金の仮認定による。(中略)〔審査請求人〕さんの老齢年金生活者支援給付金の仮認定による。(中略)〔審査請求人〕さんの介護保険料加算の認定による。(中略)〔審査請求人〕さんの家賃の認定による。」と記載されていた。

(4) 令和5年6月1日付けで、審査請求人に係る老齢基礎厚生年金の年金額改定通知書が交付された。同月に振り込まれる審査請求人の当該年金額は「130,642円」(2か月分)と記載されており、処分庁は、当該年金の月額を65,321円と認定した。また、同日付けで、審査請求人に係る「年金生活者支援給付金支給金額(改定)通知書」が交付された。同月に振り込まれる審査請求人の当該給付金の支給金額(月額)は「1,146円」と記載されていた。

(5) 令和5年6月14日、処分庁は、(4)の改定後の年金等の月額合計66,467円(老齢基礎厚生年金65,321円+年金生活者支援給付金1,146円)を収入額として同年6月分保護費の再計算を行い、(2)で算定した審査請求人の同年6月1日現在の保護基準額113,528円から、66,467円を差し引いた額47,061円を6月分保護費とすることを決定した。

これに伴い、(3)により既に支給した6月分保護費48,315円との差額1,254円については過支給分として同年7月分保護費で収入充当する【本件処分2】の通知書を令和5年6月23日付けで審査請求人あて交付した。「変更の理由」欄には、「(中略)〔審査請求人〕さんの老齢基礎厚生年金の認定替えによる。(中略)〔審査請求人〕さんの老齢年金生活者支援給付金の認定替えによる。◆過支給額は1,254円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和5年7月分に1,254円収入充当します。」と記載されていた。

(6) 令和5年6月14日付けの審査請求人あて「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」によれば、審査請求人に係る同年6月の介護保険料は「2,628円」であったが、同年7月以降は「2,100円」になるとの記載があった。このため、処分庁は、局長通知第7の2(2)ケ(ア)に基づき、同年7月1日付けで介護保険料加算を2,628円から2,100円に変更する【本件処分3】を行い、同年6月23日付けで、その旨を審査請求人に通知した。「変更の理由」欄には、「(中略)〔審査請求人〕さんの介護保険料加算の認定替えによる。」と記載されていた。

なお、介護保険料加算が減額となることから、同年7月1日現在における審査請求人の保護基準額は74,000円(基準生活費71,900円、介護保険料加算2,100円の合計額)と住宅扶助39,000円の合計113,000円となった。

- (7) 令和5年6月15日、処分庁は同年5月分の保護費について、同月12日に審査請求人の口座に保険会社から入金があった生命保険解約返戻金を収入認定し、過支給額7,356円を同年7月分保護費に収入充当する別件処分を行い、審査請求人にその旨を通知した。
- (8) 令和5年6月23日付けで、処分庁は審査請求人に、生命保険解約返戻金7,356円を収入認定する別件処分を行った。
- (9) 令和5年7月19日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の令和5年6月分の保護費について、挙証資料に基づき、年金等の収入額を仮認定し、介護保険料加算及び住宅扶助を認定する【本件処分1】を行ったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人の令和5年6月分の保護費について、挙証資料に基づき、年金等の収入額を変更する【本件処分2】を行ったことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人の令和5年7月分の保護費について、挙証資料に基づき、介護保険料加算を変更する【本件処分3】を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、次のとおり主張する。

本件各処分により支給される保護費では生活が困窮し、生活が苦しい。また、130,000円相当が生活保護費として妥当と考える。令和5年6月分保護費と比べ、同年7月分保護費が減少し、月ごとに扶助額が変動すると生活の採算が取れず、生活に不安が生じる。さらに、【本件処分2】により生じた同年6月分保護費の過支給額1,254円が同年7月分保護費に収入充当されることに納得できない。そして、支給される生活保護費は、74,000円に年金等の合計額66,467円を加えた額であるべきである。

- (3) 本件各処分において処分庁が算定した保護費について、それぞれ検討する。

ア 【本件処分1】に係る保護費の算定について

保護の基準別表第1第2章7及び局長通知第7の2(2)ケ(ア)のとおり、介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定することとされている。また、次官通知第8の2のとおり、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、それぞれ適正に認定することとされている。さらに、次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金については、その実際の受給額を収入認定することとされている。

そして、局長通知第8の1(4)アのとおり、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

以下検討すると、①審査請求人は、審査請求人の住居について賃料月額53,200円で貸主と賃貸借契約を締結したこと、②令和5年4月、審査請求人は、老齢基礎厚生年金128,188円(2か月分)を受給したこと、③同月、審査請求人は、老齢年金生活者支援給付金2,238円(2か月分)を受給したこと、④審査請求人が同年6月分保護費で普通徴収により納付すべき介護保険料は2,628円であることが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、【本件処分1】において、保護の基準別表第3の2及び平成27年局長通知1(1)に照らし、住宅扶助の限度額と審査請求人住居の賃料(月額)を比較のうえ、住宅扶助費を39,000円と認定し、保護の基準別表第1第2章7及び局長通知第7の2(2)ケに照らし、令和5年6月に納付すべき介護保険料に基づき、介護保険料加算を2,628円と認定したことが認められる。

したがって、【本件処分1】において算定された最低生活費は、基準生活費71,900円、住宅扶助費39,000円及び介護保険料加算2,628円の合計113,528円であり、算定に違算は認められない。

また、処分庁は、令和5年6月に審査請求人に支給される年金等の金額の認定について、審査請求人から国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書及び年金生活者支援給付金支給金額(改定)通知書の提出を受ける前に【本件処分1】を行っていることについて、処分庁が次官通知第8の2、第8の3(2)ア(ア)、局長通知第8の1(4)アに照らし、同年4月に審査請求人に支給された年金等の金額に基づき、審査請求人世帯の収入を老齢基礎厚生年金の月額64,094円及び老齢年金生活者支援給付金の月額1,119円の合計65,213円と認定したことに不合理な点は認められない。

これらのことからすると、【本件処分1】は、同年6月分の保護費について最低生活費113,528円から収入認定額65,213円を差し引き、扶助額を48,315円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3(2)ア(ア)、局長通知第7の2(2)ケ(ア)及び第8の1(4)ア、平成27年局長通知1(1)に照らし違算はない。

イ 【本件処分2】に係る保護費の算定について

局長通知第10の2(8)のとおり、最低生活費又は収入充当額の認

定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（遡及月からその前々月までの分に限る）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

以下検討すると、①令和5年6月、審査請求人は老齢基礎厚生年金130,642円（2か月分）を支給されたこと、③同月、審査請求人は老齢年金生活者支援給付金2,292円（2か月分）を支給されたことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は【本件処分2】において、同年6月に審査請求人に支給された年金等の金額に基づき、審査請求人世帯の同月の収入を老齢基礎厚生年金の月額65,321円及び老齢年金生活者支援給付金の月額1,146円の合計66,467円と認定したものであり、次官通知第8の2、第8の3（2）ア（ア）、局長通知第8の1（4）アに照らし、その判断に不合理な点は認められない。

したがって、【本件処分2】は、令和5年6月の保護費について、【本件処分1】と同様の最低生活費113,528円から、年金等の額を変更したことに基づき決定した収入認定額66,467円を差し引き、扶助額を47,061円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3（2）ア（ア）、局長通知第7の2（2）ケ（ア）及び第8の1（4）ア、平成27年局長通知1（1）に照らし違算はなく、【本件処分2】を行うことにより生じた同月分保護費の過支給額1,254円を同年7月分に収入充当額として計上するとした処分庁の判断及び過支給額1,254円を同月分に収入充当する旨を【本件処分2】において通知したことについて、局長通知第10の2（8）に照らし、違法又は不当な点は認められない。

ウ 【本件処分3】に係る保護費の算定について

審査請求人が令和5年7月に普通徴収により納付すべき介護保険料の期割額は2,100円であることが認められる。

このことからすると、処分庁は令和5年7月分の保護費にかかる【本件処分3】において、同月に納付すべき介護保険料の期割額を踏まえ、介護保険料加算を2,100円に変更し、これに伴い、審査請求人の最低生活費を113,000円と算定したこと、また、保護の基準別表第1第2章7及び局長通知第7の2（2）ケ（ア）に照らし、令和5年7月に納付すべき介護保険料に基づき、介護保険料加算を2,100円と認定したことが認められる。

したがって、【本件処分3】は、令和5年7月分保護費について、介護

保険料加算の変更により再算定した最低生活費113,000円から、【本件処分2】と同様の収入認定額66,467円及び【本件処分2】で生じた同年6月分保護費の過支給額1,254円を差し引き、同年7月分の扶助額を45,279円と決定するものであり、保護の基準別表第1第1章及び第2章7並びに別表第3の2、次官通知第8の2及び第8の3(2)ア(ア)、局長通知第7の2(2)ケ(ア)及び第8の1(4)ア、平成27年局長通知1(1)に照らし違算はない。

エ 以上のことから、本件各処分で算定された保護費に違算はなく、本件各処分に至る処分庁の判断に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 保険会社の解約返戻金に係る取扱いについて

審査請求人は、別件処分により生じた令和5年5月分保護費の過支給額7,356円について、保険会社に生命保険の解約の旨を伝えるも、保険会社の手違いにより口座から引き落とされた保険料が後に返金されたものであって収入ではないこと、当該生命保険は掛け捨てであることから解約返戻金ではないことを主張するが、別件処分により行われた収入充当により、本件各処分の適法性が左右されるものとはいえない。

イ 転居指導について

審査請求人は、処分庁の担当ケースワーカーから転居を指示されたが、現在の住居と同じ生活環境と立地条件の適した場所はなく、転居に対しては身体的にも病があること等から無理難題である旨主張する。

審査請求人の住居の賃料は月額53,200円であり、保護の基準別表第3の2及び平成27年局長通知1(1)のとおり、処分庁所管区域内で審査請求人世帯に住宅扶助(家賃)として支給できる限度額が39,000円であることからすると、審査請求人の住居に係る家賃は高額であることが認められる。そうすると、処分庁は、これらの事実を踏まえ、審査請求人の最低生活の維持向上のために、法第27条及び局長通知第11の2(1)に基づく指導指示を行ったにすぎないものと推察され、そのような指導指示について不合理な点はなく、本件各処分を取り消すまでの瑕疵があったと認めることは困難である。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

ア 本件各処分のお知らせにおける理由の提示について

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。そして、理由付記の程度については、上記の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

これを本件各処分についてみると、本件各処分のお知らせには、いかなる事実についてどのように法規を適用し、本件各処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、処分の理由の提示においては、処分の原因となる事実、当該事実に適用して本件各処分を行った根拠法令等及び根拠法令等の当該事実への適用関係が記載される必要があるところ、本件各処分のお知らせにおいては、処分庁がいかなる事実についてどのように法令等の規定を適用し、本件各処分を行ったのか、記載自体から明らかであるかについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

イ 別件処分による過支給額の取扱いについて

処分庁は、審査請求人の生命保険解約返戻金を収入認定し、令和5年5月分保護費の変更を行い、変更により生じた過支給額7,356円を同年7月分保護費に収入充当する旨を別件処分により審査請求人へ通知したことが認められるが、同月分保護費の変更決定である【本件処分3】のお知らせからは、別件処分による過支給額7,356円が同月分保護費の収入充当額として算定された形跡が認められない。

【本件処分3】及び別件処分のお知らせは、いずれも令和5年6月23日付けで通知されていることから、実際に支給される額についてはそれら通知の内容から知り得ることができたといえるものの、処分庁が同年7月分保護費の支給額として通知した額が実際の支給額と乖離している場合には、処分庁の対応に疑念が残ると言わざるを得ない。

処分庁は、被処分者が容易に理解できるよう、当該月の保護費に変更が生じる事由が生じた場合は、根拠法令に照らし、適時、保護（変更）決定を行うとともに、当該月の保護支給額について、具体的かつ適切に示すことが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉